

<p>1. 開会 松本会長</p> <p>松田補佐</p>	<p>定刻前ですが、皆さんお揃いになりましたので、ただ今から「令和3年度第3回長崎地方最低賃金審議会」を開催します。 初めに委員の出欠状況について、事務局から報告してください。</p> <p>ご報告します。 現在、委員総数15名のうち14名の委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づき、審議会開催に必要な定足数の3分の2以上を満たしており、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
<p>2. 審議会会長挨拶 松本会長</p>	<p>委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、専門部会委員の皆様には、長時間のご審議をいただき、ありがとうございました。</p> <p>さて、本日は、専門部会報告を受けた後、長崎県最低賃金の採決を行うこととしておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、この会議の議事録の確認につきましては、公益は私、労働者側委員は種村委員を、使用者側委員は岩根委員をそれぞれ指名いたしますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>3. 議題 (1) 長崎県最低賃金専門部会報告 松本会長</p> <p>林部会長</p>	<p>それでは、早速議題に入ります。 最初の議題は、専門部会報告でございます。 専門部会の林部会長からご報告をお願いします。</p> <p>はい。私から専門部会の審議の経過と結果について、簡単にご説明申し上げます。 7月5日に長崎地方最低賃金審議会において付託されました、長崎県最低賃金の改正決定につきまして、8月2日の第1回から本日第3回に至るまで専門部会を開催し、結審に至りました。 労側、使側からそれぞれ基本的な考え方のご説明をいただき、その後、</p>

	<p>新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済情勢や雇用情勢等への影響を踏まえつつ、委員の皆様方による真摯なご議論を積み重ねてまいりました。</p> <p>その結果、専門部会におきまして公益見解を申し上げ、提示額に関して採決いただきまして、本年度の長崎県最低賃金は、「28円引き上げて、1時間821円とする」との結論に達しました。</p> <p>報告書の内容については、事務局から説明をお願いしたいと思います。それでは、報告書を会長にお渡ししたいと思います。</p>
松本会長	<p>確かに受け取りました。</p> <p>それでは事務局から、報告書の内容についての説明をお願いします。</p>
平野室長	<p>今から専門部会の報告書の写しをお配りしますので、ご覧いただきたいと思います。</p> <p><事務局から各委員へ「長崎県最低賃金の改正決定に関する報告書」(写)を配付></p>
平野室長	<p>それでは、報告書の内容につきまして説明いたします。</p> <p>本年度は、7月16日の中央最低賃金審議会において地域別最低賃金の目安答申がなされた後、専門部会におきまして、労働者側委員及び使用者側委員の皆様方それぞれのお立場から、重ねてのご議論を交わしていただきました。</p> <p>その上で、意見の一致には至りませんでしたので、採決の結果、お手元にお配りしております報告書の2枚目、別紙に記載されておりますように、現行の最低賃金を28円引き上げて、1時間821円とするという結論に至ったところでございます。</p> <p>以上が、専門部会報告書の内容となっておりますので、ご確認いただければと思います。</p>
(2) 長崎県最低賃金の改正について(答申) 松本会長	<p>ただ今の専門部会報告におきまして、長崎県最低賃金は、28円引き上げて、1時間821円とすることが報告されました。</p> <p>これに対し、何かご意見はございますでしょうか。</p>

各委員	<意見なし>
松本会長	<p>ございませんか。</p> <p>それでは、ここで採決によって結審したいと存じますが、この手続でよろしいでしょうか。</p>
各委員	<異議なし>
松本会長	<p>それでは、皆様にお諮りいたします。</p> <p>専門部会での結論、長崎県最低賃金は、28円引き上げて1時間821円とすることについて、賛成、反対の順で挙手をお願いいたします。</p> <p>それでは賛成の方、挙手をお願いいたします。</p>
各委員	<挙手：公益委員4名、労働者側委員5名、使用者側委員0名>
松本会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは反対の方、挙手をお願いいたします。</p>
各委員	<挙手：公益委員0名、労働者側委員0名、使用者側委員4名>
松本会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>採決の結果、賛成9名、反対4名との結果になり、賛成多数により、長崎県最低賃金は、28円引き上げて1時間821円とすることを決定いたします。</p> <p>それでは、効力発生日について事務局から説明して下さい。</p>
平野室長	<p>効力発生日につきましては、10月2日が最短の法定効力発生予定日でございます。</p>
松本会長	<p>10月2日が最短の効力発生日であることが確認されましたが、法定発効日でよろしいでしょうか。</p>
各委員	はい。
松本会長	<p>それでは、本審議会から長崎労働局長に対し答申いたしますが、答申案を事務局より委員の皆様方にお配りください。</p> <p><事務局から各委員へ「長崎県最低賃金の改正決定について（答申）></p>

	(案)」を配付＞
松本会長	<p>ただ今お配りしました答申案につきましては、専門部会報告と同様の内容となっております。</p> <p>ご了承いただければ、この内容で本審議会より長崎労働局長に対し答申したいと存じますが、いかがでしょうか。</p>
各委員	<異議なし>
松本会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、この内容で本審議会より長崎労働局長に対し答申することといたします。</p>
平野室長	<p>それでは答申を行いますので、会長と局長は中央をお願いいたします。</p> <p><会長と局長、中央へ移動></p>
松本会長	<p>長崎労働局長殿 長崎県最低賃金の改正決定について、答申 当審議会は、本年7月5日付、貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり、28円引き上げて1時間821円という結論に達したので、答申いたします。</p> <p><会長から局長へ答申文を手交></p>
平野室長	ただ今答申をいただきましたので、労働局長より挨拶を申し上げます。
瀧ヶ平局長	<p>大変ご苦勞様でございました。</p> <p>ただいま会長から、令和3年度の長崎県最低賃金の改正決定につきまして、答申をいただきました。</p> <p>本年は、7月5日に諮問をさせていただき、8月2日に中央最低賃金審議会の目安答申を伝達、その後、専門部会の委員の皆様を中心に、慎重かつ丁寧なご審議を賜わり、この場を借りて厚く御礼申し上げます。</p> <p>今後、労働局といたしましては、本日いただいた答申を踏まえ、最低賃金の改正に係る所要の進めると共に、発効後におきましては、改正された最低賃金の周知徹底、履行確保、また各種助成制度につきまして、中小企業を中心として、その周知また利用促進について援助していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>委員の皆様方には、引き続き審議会の運営につきまして、ご協力を賜</p>

<p>(3) その他 松本会長</p>	<p>りますようお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。 本日は、どうもありがとうございました。</p>
<p>平野室長</p>	<p>それでは、今後の事務手続等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>ただ今答申をいただきましたので、最低賃金法第11条第1項に基づきまして、本日付けで答申内容の公示を15日間行います。</p> <p>8月23日までに異議申出があった場合には、異議審を8月24日火曜日午前9時30分から、この会議室において開催したいと思っております。</p> <p>その後、官報公示等の事務処理を最短で行った場合、10月2日が法定発効予定日となります。</p> <p>異議申出がなかった場合にも、特定最低賃金の改正の必要性の審議のため、同一の日程で、第4回本審を開催することとしております。</p> <p>参考人選出等のご準備につきましても、よろしくお願いたします。</p> <p>今後このような流れで、事務手続等を進めていきたいと思っております。</p>
<p>松本会長</p>	<p>ただ今事務局から、長崎県最低賃金の改正に係る当審議会の意見に対し、異議の申出がなされた場合、異議に関する審議を、8月24日火曜日午前9時30分から予定しているとの説明がありましたが、これについて何かご質問はございませんか。</p> <p>異議の申出がなかった場合でも開催するという点、これが例年と違うところですので、ご注意願いたいと思っております。</p> <p>ご質問等ございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p><質問等なし></p>
<p>松本会長</p>	<p>それでは、異議審につきまして、8月24日火曜日午前9時30分から、この会議室において開催を予定しています。</p> <p>最後になりますが、何かご意見等この場でおっしゃりたいことがございましたらお願いします。</p> <p>どうぞ。</p>
<p>種村委員</p>	<p>結審にあたりまして、労側から一言申し述べさせていただきます。</p> <p>私ども労側は、県下の労働者の代表として、最低賃金近傍で働く方々の思いを中心に伝えさせていただきました。</p>

今回労側としましては、中賃の目安を受け、審議会、専門部会に臨んできたわけではありますが、昨年から続くコロナ禍での経済状況、様々な観点を含めて審議をしてきたつもりです。

そして、中賃でもそうであったように、この目安に対して、使用者側の強い思いがあったことも認識しておりますし、県内経済のまだまだ厳しい現実も共有させていただいたところです。

結果として、公益見解、引上額28円という金額が出されたことについては、労働者の思いを一部反映していただいたことに感謝すると同時に、コロナ禍ということ踏まえると重く受け止めているところです。

また、影響率から見ても、今回の改定によって対応が必要となる企業も少なくないことから、政府等へ中小小規模事業者への支援拡充強化を引き続き要請するとともに、労働局においても、助成金等の相談窓口拡充、また個別企業への訪問など利用促進の強化、環境整備を図っていただきたいと思えます。

今回、ようやく800円を超える改定となりましたが、やはり絶対額として低いという認識は変わりませんし、引き続き、連合リビングウェイズ基準への到達を主張しながら、最低賃金近傍で働く労働者の底上げを図ることを目的とした運動を展開していくことを申し上げて、結審にあたっての意見としたいと思えます。

以上です。

松本会長

ご意見ありがとうございました。

その他にご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

労働者側から意見が出ましたので、使用者側からもお願いします。

岩根委員

結審にあたって、使用者側から申し上げたいと思えます。

まず、今回の最低賃金の審議にあたって、最低賃金制度の本来のあり方に基かない審議を強要されること、これは使用者側としては甚だ遺憾であります。

本来の最低賃金の制度に立ち返るべきだと思っております。

特に、中央で示される目安制度を政治が悪用することは、許されるべきことではないと考えています。

それから近年、最低賃金の引上げ3%目標と急に具体的な目標が出て、その数字に沿った賃上げを行ってきておりますが、本来その3%というのは、GDP600億円達成、経済成長3%達成、賃上げ達成という経済の好循環を賃上げにも反映するという、政労使合意に基づくものです。

これは、政治、労側、使用者側が合意した内容であります。

近年、GDP、経済成長はなくなり、賃上げ3%目標だけが残り、勝

手な主張のみがなされています。

原点に立ち返った審議をすべきと、労側に苦言を申し上げたいと思います。

特に、本年度の審議の中で最大の問題点は、中身のない時々の事情によって審議が行われるという点であります。

経済財政諮問会議等の要請、それ以前に最低賃金の基本的な審議、法律の考え方があるはずで。

そういう審議が行われないのであれば、地方の最低賃金審議会の存在価値はありません。

審議をする必要もないと思います。

特に、本年度の最大で唯一の時々の事情は、コロナ禍による経済の疲弊、これに着眼して審議を行うべきではありますが、決してそれに基づいて行われたというふうには、我々使用者側は考えておりません。

甚だ遺憾であります。

最後に事業者への各種支援策、これについてスピードを上げ、更に実効性を確保するよう強く要請するものであります。

本年度は、先ほど申し上げたコロナ禍による経済の疲弊、特に長崎の経済、観光等を中心に大変な状況にあります。

少しでも多くの企業が救われるよう、この支援策を実効性のあるものとして運用していただきたいと思います。

以上です。

松本会長

はい、ありがとうございました。

労使双方からお一人ずつご意見をいただきましたが、他に何かご意見をお持ちの方いらっしゃいますでしょうか。

はい、どうぞ。

岩崎委員

皆さん、毎日、新聞で全国各都道府県のコロナの感染状況、数を本当に見られているのかと非常に疑問に思います。

全都道府県における緊急事態宣言の発令を、それも検討の視野にいれざるを得ないという、デルタ株の爆発的な感染拡大という最悪のシナリオに向かっている状況の中で、更にもう1点は、観光を取りまく飲食・宿泊・交通サービス、それが本県の経済を何とかけん引してきた、これが今壊滅的な状況にあり、更に今年の夏も同じ状況が続く。

決して経済が回復していないのに、ワクチンの接種による経済の回復が見込めるという間違った考えの下に、全ての事業経営者に最低賃金引上げを強制するというところに、この3年間の中で、非常に無力感を感じながらこの場にいるということだけお伝えしたいと思います。

松本会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他ご意見ございますでしょうか。</p> <p>他にご意見がないようでしたら、事務局説明の日程で、本年度の長崎県最低賃金の改正が進められることとなります。</p> <p>委員の皆様方には、長期間にわたり円滑なご審議にご協力を賜り、心より感謝申し上げます。</p> <p>以上をもちまして、本日の審議会は閉会いたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
------	--